

(平成 26 年 4 月 1 日 専門委員会 議決)
(平成 27 年 3 月 10 日 専門委員会 一部改訂)
(平成 30 年 3 月 22 日 専門委員会 一部改訂)
(令和 2 年 12 月 8 日 専門委員会 一部改訂)

電子情報通信学会無線電力伝送研究専門委員会 選奨規程

第 1 章 総則

第 1 条

電子情報通信学会無線電力伝送研究専門委員会（以下、WPT 研と呼ぶ）は無線電力伝送研究会（以下、WPT 研究会と呼ぶ）の活性化に多大な貢献をした功労者に対し、また、若手研究者の無線電力伝送と研究意欲の向上のために WPT 研究会で優れた論文を発表した登壇者（以下、発表者とよぶ）に対し、表彰を行う。

第 2 条

選奨の種類は次の通りとする。

1. 特別講演功労賞
2. 活性化功労賞
3. 若手奨励賞

第 2 章 特別講演功労賞

第 3 条

特別講演功労賞は、WPT 研究会において特別講演・招待講演・チュートリアル講演を行い、無線電力伝送技術の発展に貢献をなした者に贈呈する。

第 4 条

特別講演功労賞は、賞状とする。

第 3 章 活性化功労賞

第 5 条

活性化功労賞は、WPT 研究会の活性化に多大な貢献をした功労者に贈呈する。

第 6 条

活性化功労賞は、賞状とする。

第 4 章 若手奨励賞

第 7 条

若手奨励賞は、WPT 研究会の通常講演において優秀な論文を発表した発表者で、次の各号の全てに該当する者から選定し贈呈する。

- 1) 発表の時点において本会会員であること。
- 2) WPT 研究会の発表論文の著者であり、かつ登壇者であること。
- 3) 発表の時点において 33 歳未満であること。
- 4) 過去に WPT 研究会若手奨励賞を受けたことのない者であること。

第 8 条

若手奨励賞は、賞状および賞金とする。賞金は 1 名につき 1 万円とする。

第 9 条

賞の対象期間は 1 月から 12 月までとする。

第 10 条

受賞者数は 2 名程度とする。

第 5 章 選定

第 11 条

特別講演功労賞・活性化功労賞の受賞者は、WPT 研専門委員会で選定を行う。

第 12 条

若手奨励賞受賞者の選定のために選奨委員会を設置する。選奨委員会は委員長・幹事・幹事補佐から構成される。

第 13 条

若手奨励賞の受賞者は、座長が候補者としてノミネートし、選奨委員会で選定を行い、WPT 研専門委員会にて承認する。

第 14 条

各賞の賞状等は、原則、WPT 研究会終了後等の適切な機会において贈呈する。

第 15 条

各賞の受賞者の氏名、対象となった論文のタイトル等を WPT 研究会のホームページ等で公表する。

第 6 章 その他

第 16 条

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。